

西部交流センター使用料の減免等に関する要綱

制定 平成 29 年 11 月 17 日 市長決裁

改正 平成 30 年 3 月 26 日 局長決裁

改正 平成 30 年 11 月 27 日 課長決裁

改正 令和 2 年 4 月 1 日 課長決裁

改正 令和 4 年 4 月 1 日 課長決裁

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、西部交流センターにおける熊本市余熱利用施設条例（昭和 55 年条例第 13 号。以下「条例」という。）第 5 条第 3 項に基づく使用料の減免並びに使用等に関し必要な事項を定めるものとする。

(浴室等使用料の減免対象、提示書類及び減免額)

第 2 条 条例第 5 条第 3 項の規定による同条第 1 項第 3 号別表第 3 に掲げる浴室等使用料の減免対象者、提示書類及び減免額は、別表第 1 のとおりとする。

2 前項の別表第 1 (3) にあつては、提示と同時に当該減免規定を適用した使用料を徴収し使用券（様式第 1 号）の交付をするものとする。

(浴室等減免証の手続きと交付)

第 3 条 前条別表第 1 (1) に掲げる西部交流センター浴室等減免証（以下「浴室等減免証」という。様式第 2 号）の交付を受けようとする者は、西部交流センター浴室等減免証交付申請書（様式第 3 号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請が適当と認められる場合は、浴室等減免証（様式第 2 号）を交付するものとする。

3 浴室等減免証は、他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

4 浴室等減免証の交付を受けたものが自治会を退会した場合等で、浴室等減免証の交付対象者でなくなったとき、又は不要になったときは、西部交流センター浴室等減免証返納届（様式第 4 号）を市長に提出し、浴室等減免証を返納しなければならない。

5 浴室等減免証は適宜確認、又は更新するものとする。

(多目的室等使用料の減免対象、提出書類及び減免額)

第4条 条例第5条第3項の規定による同条第1項第3号別表第3に掲げる多目的室等及び附属設備の使用料の減免対象、提出書類及び減免額は、別表第2のとおりとする。

(多目的室等使用料の減免手続きと交付)

第5条 前条別表第2の規定を適用して多目的室等を使用するときは、西部交流センター多目的室等減免使用許可申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は前項の申請が適当と認められる場合は、西部交流センター多目的室等減免使用許可書(様式第6号)を交付するものとする。

(雑則)

第6条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

1 前条別表第1(1)に掲げる西部交流センター浴室等減免証に関する手続等は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表第 1 (第 2 条関係)

浴室等使用料減免基準一覧表

減免対象	提示書類	減免額
(1)熊本市の小島校区の第 1 町内並びに 城山校区の第 5 町内及び第 6 町内 自治会に所属する者	西部交流センター浴室等減免証	全額
(2)身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律 第 2 8 3 号）に基づく身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）に基づく精神障害者保健福祉 手帳又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）に基づく療育手 帳の交付を受けている者及び同伴す る介護者	身体障害者手帳、精神障害者 保健福祉手帳又は療育手帳	
(3)熊本市に在住する満 7 0 歳以上の者	おでかけ IC カード等の熊本市 在住及び満 7 0 歳以上を証する ことができるもの	半額

ただし、表中(2)の介護者にあつては、提示書類は必要ない。

別表第 2 (第 4 条関係)

多目的室等使用料減免基準一覧表

減免対象	提示書類	減免額
(1) 熊本市の小島校区の第 1 町内並びに 城山校区の第 5 町内及び第 6 町内 の自治会が行う公的行事に使用する 場合	行事の実施要領など減免の用 件を満たすことを証する資料	全額
(2) 身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律 第 2 8 3 号）に基づく身体障害者手 帳、精神保健及び精神障害者福祉に 関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 2 3 号）に基づく精神障害者保健福祉 手帳又は知的障害者福祉法（昭和 3 5 年法律第 3 7 号）に基づく療育手 帳の交付を受けている者が所属する 団体等が主催し、障がい者のための 行事に使用する場合	身体障害者手帳、精神障害者 保健福祉手帳又は療育手帳及 び行事の実施要領など減免の 用件を満たすことを証する資 料	
(3) 国又は地方公共団体が主催して利用 する場合	行事の実施要領など減免の用件 を満たすことを証する資料	

様式第 1 号(第 2 条関係)

↑ 48 ↓	No.	No.
	西部交流センター浴室等	西部交流センター浴室等
	使 用 券 控	使 用 券
	満 7 0 歳以上	満 7 0 歳以上
	2 0 0 円	2 0 0 円
← 57.5 ミリメートル →		

様式第2号(第3条関係)

西部交流センター浴室等減免証		注 意 ● 使用の際は、本証を提示してください。 ● 本証は、本人のみ有効です。 ● 自治会を脱退した場合、不要になった場合は、本証を返納してください。 ● 記載事項の変更、又は紛失等の場合は、届出の上、再交付を受けてください。
自治会名		
カード番号		
氏 名		
交付日 年 月 日		
熊本市長 印		バーコード

西部交流センター浴室等減免証交付申請書

申請日 年 月 日

熊本市長 宛

次表のとおり西部交流センター浴室等減免証の交付を申請します。

また、交付に関する事務を行うために必要な範囲で、自治会名簿及び
住民票の世帯員に関する情報を閲覧、照会することに同意します。

住 所 _____

世 帯 主 _____

連 絡 先 _____

続柄	氏 名	カード番号

この世帯が、当自治会に所属する世帯であることを証明します。

年 月 日

自治会名 () 自治会長氏名 ()

※表中の太枠内のカード番号欄は記入の必要はありません
※世帯主も含め減免証の必要な人の名前を表に記入してください。
※連絡先が世帯主以外の場合は横に氏名を記入お願いします。

西部交流センター浴室等減免証返納届

申請日 年 月 日

熊本市長 宛

自治会名 _____

住 所 _____

世帯主 _____

連絡先 _____

下表の西部交流センター浴室等減免証については、

〔・自治会を退会
・その他の理由（ ）〕 により返納いたします。

氏 名	
カード番号	

熊本市長(宛)

申請者
住所(所在地)
団体名
代表者名
電話番号

熊本市西部交流センターの多目的室等の使用料の減免と使用の許可を受けたいので、次のとおり申請します。なお、使用に際しましては、熊本市余熱利用施設条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく指示に従います。

減免理由		西部交流センター使用料の減免等に関する要綱 第4条 別表第2 ()									
施設名等		1 多目的室(全面) (一部) ・バドミントン ・卓球(A・B) ・その他のスポーツ() 2 研修室(全室・半室 A・半室 B) 3 その他()									
全面・半面使用	行事等の名称 (使用目的)	(集合予定人員 人)									
	使用日時	※ 年 月 日 曜 から 年 月 日 曜 まで 日間									
		1 午前 (9:00~12:00) ・延長等(12:00~13:00) 2 午後 (13:00~17:00) ・延長等(17:00~18:00) 3 夜間 (18:00~22:00) 4 全日 (9:00~22:00)									
一部使用	使用日時	年 月 日 曜 時~ 時 時間 年 月 日 曜 時~ 時 時間 年 月 日 曜 時~ 時 時間									
	使用人員	一般 人 高校生以下 人 計 人									
附属設備		1 使用する 2 使用しない									
入場料等		1 徴収する 2 徴収しない									
営業行為の有無		1 有 {展示発表、物品販売、その他()}									
		2 無									
受付年月日		年 月 日	許可年月日		年 月 日	許可番号	第 号				
区分		使用料	超過料		使用料合計	許可条件					
施設											
附属設備											
冷暖房設備											
計											

備考 1 太枠内は記入しないでください。
2 該当事項に○印をつけてください。
3 ※欄は連続して使用する場合のみ記入してください。
4 冷暖房設備は、減免対象ではありませんのでご注意下さい。

上記申請について許可してよろしいか。

課長	副課長		主査	担当

熊本市西部交流センター多目的室等減免使用許可書

年 月 日

様

熊本市長

印

次のとおり熊本市西部交流センターの多目的室等の減免使用を許可します。なお、使用に際しましては、熊本市余熱利用施設条例及び同条例施行規則を守るとともに、これらに基づく指示に従ってください。

減免理由		西部交流センター使用料の減免等に関する要綱 第4条 別表第2 ()									
施設名等		1 多目的室(全面) (一部) ・バドミントン ・卓球(A・B) ・その他のスポーツ() 2 研修室(全室・半室 A・半室 B) 3 その他()									
全面・半面使用	行事等の名称 (使用目的)	(集合予定人員 人)									
	使用日時	※ 年 月 日 曜 から 年 月 日 曜 まで 日間									
		1 午前 (9:00~12:00) ・延長等(12:00~13:00) 2 午後 (13:00~17:00) ・延長等(17:00~18:00) 3 夜間 (18:00~22:00) 4 全日 (9:00~22:00)									
一部使用	使用日時	年 月 日 曜 時~ 時 時間 年 月 日 曜 時~ 時 時間 年 月 日 曜 時~ 時 時間									
	使用人員	一般 人 高校生以下 人 計 人									
附属設備		1 使用する 2 使用しない									
入場料等		1 徴収する 2 徴収しない									
営業行為の有無		1 有 {展示発表、物品販売、その他()}									
		2 無									
受付年月日		年 月 日	許可年月日		年 月 日	許可番号	第 号				
区分		使用料	超過料		使用料合計		許可条件				
施設											
附属設備											
冷暖房設備											
計											